

# 論 説

2016・12・24

## 「平穏」といえる状況か

### 石木ダム差し止め却下

古里で静かに安心して暮らしたい。そんな誰もが抱く願いは聞き入れられなかった。

東彼川棚町に石木ダム建設を計画している県と佐世保市を相手に、反対地権者が工事差し止めを求めた仮処分申し立てについて、長崎地裁

世保支部は「工事続行を禁じる緊急の必要性がない」として却下する決定をした。

速やかな暫定措置を求める仮処分には、「著しい損害」や「緊急の必要性」が条件となる。現在、ダム事業は付け替え道路の一部が着工した

が、地権者らの阻止行動を受けて昨年9月から中断している。地裁佐世保支部はそうした状況に照らして、反対派が訴えた「平穏に生きる権利」などの侵害が差し迫った状況にはないと判断した。

だが、反対派には到底受け入れ難い決定で、福岡高裁への抗告を予定しており、法廷でも徹底抗戦の構えだ。県は工事再開に司法のお墨付きを得たことになるが、決して強引に事を進めてはならない。今回の仮処分申請は今年2月、居住者や支援者ら反対派

約500人が実施。工事を続行することにより▽生命・身体の安全▽人間の尊厳を維持して生きる権利▽良好な環境の中で生活を営む権利などが侵害されると主張した。

これに対し、県側は3回開かれた審尋で、反対派の権利主張は「抽象的で被保全権利に当たらない」「具体的な権利侵害の事実はない」と反論し、申し立て却下を求めた。

地裁佐世保支部の決定は、県側の主張を全面的に認めた形だ。反対派が求めていたダム事業の必要性の評価など他に

の争点についても「判断するまでもなく」と切り捨てたが、あまりにも近視眼的な見方はなかったか。

石木ダムが1975年に事業採択されて41年。地域に行

政不信の大きな爪痕を残した82年の強制測量から34年。これまで、反対地権者らは抗議活動を続けてきた。その立場からすれば「緊急の必要性」どころか、長期間にわたって平穏な生活を奪われている。そうした経過を含めダム事業の全体像に目を向けず

に、事態解決は不可能だろう。

石木ダム事業を巡っては、反対派が昨年11月、国を相手に、土地収用法に基づく事業認定の取り消しを求めて行政訴訟を長崎地裁に起こし、ダムの必要性について争っている。一方、県は建設予定地の土地・家屋明け渡しの手続きを進めており、既に農地を強制収用した。

じわじわと工事再開に向けた環境づくりが進む中で、地権者は不安を募らせている。強制収用を進めても、不幸な事態を積み重ねるだけだ。利水、治水における石木ダムの目的についても理解は得られていない。県は今ここで立ち止まり、事業の進め方を再検討すべきだ。(小出久)